

浅沼組作業所での 化学物質リスクアセスメントについて



化学物質を取り扱う作業についての準備（協力会社版）

・浅沼組作業所で化学物質を使用して作業を行う時は下記の手順の実施をお願いします。

※材料を元請けより提供される場合は違います。（生コン、モルタル等）

- ①化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任を行う。
- ②使用する材料のSDSがあるか確認を行う。
- ③SDSがある場合はSDSを取り寄せる。
- ④SDSを確認しリスク管理マニュアルに該当する物質であれば各作業ごとにリスク管理マニュアルを使用しリスクアセスメントを実施し、保護具の選定を行なう。
- ⑤作業開始日までにリスクアセスメントの結果を周知し、記録（各労働者のサイン）を行ない、実際に使用する保護具を記入し浅沼組作業所に提出する。

※リスク管理マニュアルおよびリスクアセスメントシートの様式は任意とする

※以下の作成手順については、当社が運用する様式となります。

必要な協力会社は当社外部HPよりダウンロードしてご活用ください。

リスク管理マニュアルはP3～4、リスクアセスメントシートはP5～6 をご確認ください。

各Q&A

- ①化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任はどこまで選任するのか
⇒元請け、1次業者だけでの選任だけではなく各社（2次～3次～）による選任を実施する。
- ②リスク管理マニュアルに該当しない作業を実施する場合はどうするのか
⇒リスクアセスメントシートがあるので材料ごとにリスクアセスメントを実施する。
- ③各作業ごとにリスク管理マニュアルを作成とあるが具体的な例は
⇒例) 塗装工事の場合は外壁塗装、内壁塗装がある場合は外壁塗装で1つ、内壁塗装で1つリスク管理マニュアルを作成
例) 塗装工事の場合で外壁工事で吹付にて塗装とローラーにて塗装の場合は吹付で1つ、ローラーで1つのリスク管理マニュアルを作成

化学物質を取り扱う作業についての準備（浅沼組作業所版）

・浅沼組作業所職員は下記の手順の実施をお願いします。

※浅沼組より提供する生コン、モルタル等についてはPIの①～⑤の手順を参考にして実施

①協力会社より提出されたSDS、リスクアセスメント用紙（リスク管理マニュアル又はリスクアセスメントシート）のデータをドロップボックス等に仕分けて保存

②上記、ファイリング等により事務所、各材料置き場に設置。

なお、リスク管理マニュアル（又はリスクアセスメントシート）は、掲示等により周知のこと

各Q&A

①SDSが多くて印刷が大変なのでデジタル化での掲示は可能でしょうか。

⇒SDSについては電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります。下記のQR資料（化学物質法改正リーフレット）のご参照ください。

①化学物質法改正リーフレット





リスク管理マニュアルの作成手順について

・下記手順を参考にリスク管理マニュアルの作成をお願いします。

- ①SDSにて成分情報を確認する。 [3. 組成及び成分情報]
- ②リスク管理マニュアルの物質一覧の中に該当する物があればチェックを入れる。

3. 組成及び成分情報

| 化学物質・混合物の区別 | | 混合物 | | | CAS番号 |
|--|----------|-------|------------------------|------------------------|------------|
| 化学名又は一般名 | 濃度又は濃度範囲 | 化学式 | 官報公示整理番号 化審法 安衛法 | 官報公示整理番号 化審法 安衛法 | |
| トルエン | 36~40% | C7H8 | (3)-2,(3)-60 | 既存 | 108-88-3 |
| 4, 4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2, 3-エポキシプロパン重縮合物 | 12~16% | 不明 | 不明 | 不明 | 25068-38-6 |
| ビスフェノールA型エポキシ樹脂中間体 | 32~37% | 不明 | 不明 | 不明 | 25036-25-3 |
| キシレン | 5~9% | 不明 | (3)-3,(3)-60 | 既存 | 1330-20-7 |
| エチルベンゼン | 4~8% | C8H10 | (3)-2,(3)-60 | 既存 | 100-41-4 |

4. 応急措置 吸入した場合

吸入した場合、速に新鮮な空気に移り、吐き出し、呼吸を続けること。
 吸入した場合は、速に新鮮な空気に移り、吐き出し、呼吸を続けること。
 ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

CAS番号：化学物質の整理番号

防水等有機溶剤使用作業に使用されている主な化学物質

| チェック欄 | 成分名(別名) | CAS RN | 有機剤の適用 | 特化剤の適用 | リスクアセスメント 対象物質 | 発がん性 物質 | 皮膚等障害 化学物質 | GHS標象 |
|--------------------------|--|------------|--------|--------|-------------------|------------|---------------|-------------|
| <input type="checkbox"/> | トルエン | 100-41-4 | 特別有機 | 特別有機 | ○ | 区分2 | ○ | ☠️ ⚠️ ⚠️ ⚠️ |
| <input type="checkbox"/> | カーボンブラック | 1333-86-4 | | | ○ | 区分2 | | ☠️ ⚠️ |
| <input type="checkbox"/> | キシレン (ジメチルベンゼン) | 1330-20-7 | 第2種 | | ○ | | ○ | ☠️ ⚠️ ⚠️ ⚠️ |
| <input type="checkbox"/> | キシメチル | 141-78-6 | 第2種 | | ○ | | | ☠️ ⚠️ |
| <input type="checkbox"/> | キシメチル (キシメチル) | 123-86-4 | 第2種 | | ○ | | | ☠️ |
| <input type="checkbox"/> | キシメチル (二酸化キシメチル) | 13463-67-7 | | | ○ | 区分2 | | ☠️ |
| <input type="checkbox"/> | クロロヘキサノン | 108-94-1 | 第2種 | | ○ | | ○ | ☠️ ⚠️ ⚠️ |
| <input type="checkbox"/> | トルエン | 110-82-7 | | | ○ | | | ☠️ ⚠️ ⚠️ ⚠️ |
| <input type="checkbox"/> | トルエン (メチルベンゼン) | 108-88-3 | | | ○ | | | ☠️ ⚠️ ⚠️ ⚠️ |
| <input type="checkbox"/> | メチルベンゼン (2-メチルトルエン) | 80-62-6 | | | ○ | | | ☠️ ⚠️ ⚠️ ⚠️ |
| <input type="checkbox"/> | トルエン (メチルベンゼン) | 108-87-2 | | | ○ | | | ☠️ ⚠️ ⚠️ ⚠️ |
| <input type="checkbox"/> | メチル-2-ピロリドン | 872-50-4 | | | ○ | | ○ | ⚠️ ⚠️ |
| <input type="checkbox"/> | ビスフェノールA型エポキシ樹脂 (2,2,4,4-テトラヒドロフラン-3,3'-ジイル ジプロパン) (EPD) | 4098-71-9 | | | ○ | | ○ | ☠️ ⚠️ ⚠️ |
| <input type="checkbox"/> | フェニルメタンジイソシアネート (2,4-ジフェニルメタンジイソシアネート) | 5873-54-1 | | | ○ | | ○ | ☠️ |

該当物質がある場合はここに
チェックを入れる

防水等有機溶剤 リスク管理 (202)

本マニュアルは、厚生労働省令和質による健康障害防止のための濃度2-1の(4)に記載されている「建つについては、典型的な作業を洗い出される物質の濃度を測定し、その測行うことを定めたマニュアル」です。

本マニュアルにより、

1. 作業ごとに労働者がばく露されるリスクアセスメントを実施
2. 定められた措置を適切に実施すを実施することができること

となります。

本マニュアルの作成に当たっては、おける代表的な化学物質取扱作業を全衛生総合研究所等の協力により、業におけるばく露実態を踏まえた労働有効な呼吸用保護具の使用を示し、また、有機溶剤中毒予防規則、特まれる溶剤を使用する場合は、それ

②作業環境は表を参考に赤枠内に入力する。

※入力すると全項目に自動的に反映される。

| | | 評価方法 | | 危険喚起度（語） | | | |
|------|---------|------|------|----------|----|----|----|
| 環境番号 | 作業環境 | 環境番号 | 作業環境 | 危険/毒物 | 劇物 | 警告 | 注意 |
| | | | | 6 | 4 | 2 | 1 |
| 1 | 屋内（換気無） | 6 | | 12 | 10 | 8 | 7 |
| 2 | 屋内（換気有） | 4 | | 10 | 8 | 6 | 5 |
| 3 | 屋外（遮蔽有） | 2 | | 8 | 6 | 4 | 3 |
| 4 | 屋外（遮蔽無） | 1 | | 7 | 5 | 3 | 2 |

SDSにより対象の行に"○"をつける

③先述の①で該当する箇所に○を入れれば自動的にリスクアセスメントを実施されるので「対策要」とでた場合は一般的低減対策が自動的に記載され、必要に応じて表右端の「その他記載欄」に任意記載する。（例：作業エリアは、関係者以外立入禁止措置を行う）

| | | | | | | | | | | | | |
|----|-----------------------|--------|----|---|----------------------|---|---|---|---|----|-----|--------------------|
| 14 | 特定標的臓器毒性/全身毒性（半回復ばく露） | 【健康有害】 | 危険 | 1 | 臓器障害 | | | | | | | |
| | | 【健康有害】 | 警告 | 2 | 障害の恐れ | | | | | | | |
| | | 【感嘆符】 | 警告 | 3 | 気道刺激・麻酔性 | ○ | 1 | 2 | 3 | IV | | |
| 15 | 特定標的臓器毒性/全身毒性（回復ばく露） | 【健康有害】 | 危険 | 1 | 長期又は回復ばく露による臓器の障害 | ○ | 1 | 6 | 7 | II | 対策要 | ●使用する場所で飲食等しない●粉じん |
| | | 【健康有害】 | 警告 | 2 | 長期又は回復ばく露による臓器障害のおそれ | | | | | | | |
| 16 | 吸引性呼吸器 | 【健康有害】 | 危険 | 1 | 飲んでで気道侵入すると生命に危険のおそれ | | | | | | | |

④作成したリスクアセスメントを自社の作業員に周知を行い、周知サインを実施したものを浅沼組に提出を行う。

| | | | | | |
|-----------------------------|--|------|--|--|--|
| 周知日時 | | 実施場所 | | | |
| 元請 (職員氏名) | | | | | |
| 当該物を取り扱う 下請会社 (作業員氏名) | | | | | |